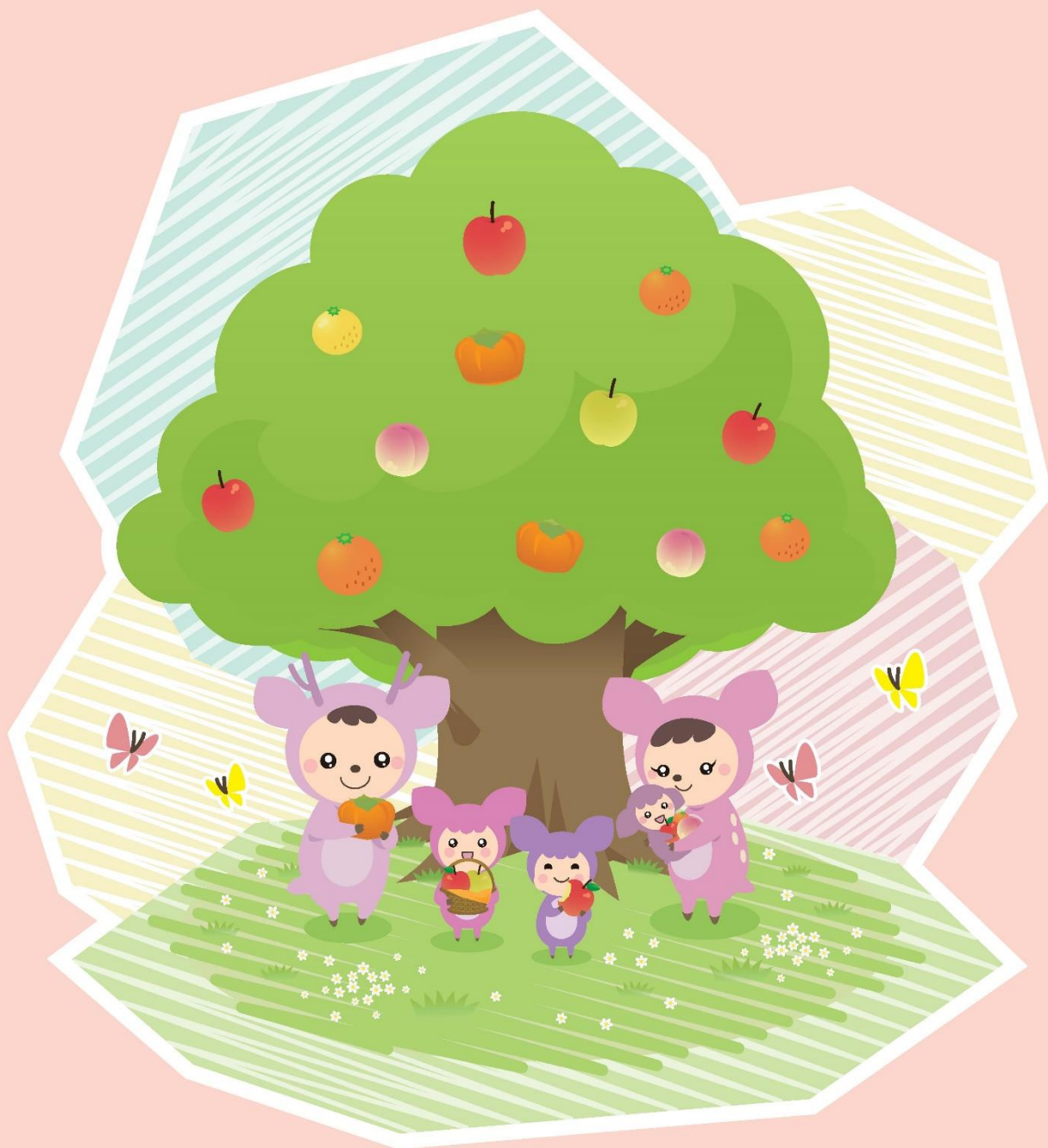


第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン



令和2年3月
奈良市

目次

1	計画策定の趣旨等	1
2	計画期間	2
3	計画の基本理念	2
4	子どもと家庭を取り巻く現状	3
5	施策の体系	5
6	奈良市子ども・子育て支援のこれからの取組	7
	基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり	7
	基本方針 2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	11
	基本方針 3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	17
7	計画の推進	19

1 計画策定の趣旨等

この計画は、平成 27 年 4 月に策定した「奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」の後継として、奈良市子どもや保護者の方が安心して毎日を過ごすために、どのような施設やサービスがあり、今後どのように施策を行っていくかを定めたものです。

すべての子どもの健やかな育ちと、子育て中の保護者を支援するとともに、子どもにかかわる地域の全ての人々が一体となって子ども・子育て支援を推進していくために「子ども・子育て家庭・地域や社会」という3つの視点で、奈良市子ども・子育て家庭を対象とした幅広い取り組みを「10の基本目標と21の施策の方向性」という形にまとめています。

なお、計画の策定に当たっては、市内で子育て中のご家庭へのアンケート調査や、計画に対する意見募集を行いました。

この冊子を手にとってくださった皆さんに、この計画について知っていただくとともに、「子どもにやさしいまち」を実現するために何ができるかを考えるきっかけにさせていただきましたら幸いです。



2 計画期間

平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第一期計画に引き続き、令和2年度から令和6年度までの5か年を第二期とし、本計画の計画期間としています。

3 計画の基本理念

すべての子どもが今を幸せに生き、 夢と希望を持って成長することができるまち なら

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。子どもの健やかな成長と発達が保障され、本市の「子どもにやさしいまち」の理念にもとづき、子どもの最善の利益を第一に考慮した取り組みを推進します。また、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とし、すべての施策に取り組んでいきます。

奈良市では「子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長することのできるまち」を目指して奈良市子どもにやさしいまちづくり条例を平成27年に制定しました。子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりを推進しています。

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の概要

奈良市では、全ての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、この度「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」(子ども条例)を制定しました。

子ども条例の目的

この条例では、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。

子ども条例の基本理念

●日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とする。

●市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見を耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。

●子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とする。

子ども条例の基本理念として、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての取組の基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考えると、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。

定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけでなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいない限りは子どもとして広く対象としています。

子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

●子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

●子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めるだけでなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとすることを表しています。

大人たちの役割

ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を定めています。

- 市の役割**
 - 子どもに関する施策の実施及び財政上の措置
 - 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるための必要な支援
- 保護者の役割**
 - 子どもへの育成に対し、第一義的な責任を有する
 - 子どもが健やかに育つよう努める
- 地域住民の役割**
 - 子どもの健やかな育ちを支援
 - 安全で安心な地域づくり
 - 多様な世代や子ども同士との交流及び様々な体験をすることができよう機会を提供
- 事業者の役割**
 - 雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるように必要な雇用環境を整備
 - 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力
- 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割**
 - 子どもが心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるための支援
 - 子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるための環境づくり
 - 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と協力し、その予防と早期発見に向けた取組を行う。

市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。

- 子どもによる意見表明と参加の促進
- 子ども会議の設置について
- 子育て家庭への支援、困難を有する子どもとその家庭に対する支援について
- 子どもへの虐待やいじめ、体罰などに対する取組について
- 子どもの居場所や遊び場づくり
- 子どもが健康、安心して容易に相談できる体制の充実について
- 有害な環境や危険な環境から子どもたちを守ることに

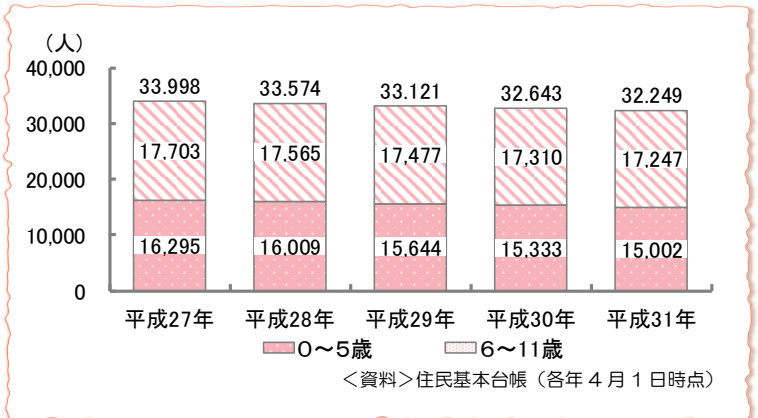
施策の推進

ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、必要な体制整備、広報活動、啓発活動の実施について掲げています。

4 子どもと家庭を取り巻く現状

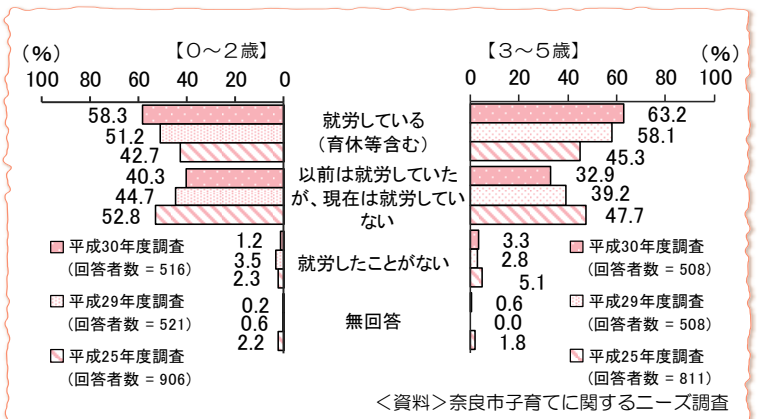
(1) 奈良市の年齢別児童数の推移

0～5歳の人口は平成27年から平成31年で1,293人減少し、平成31年4月時点で15,002人、6～11歳の人口は456人減少し、平成31年4月時点で17,247人となっています。



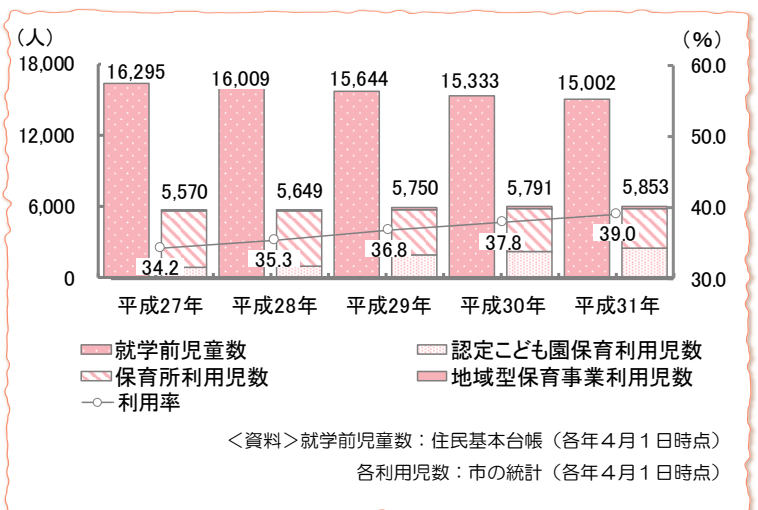
(2) 母親の就労の有無（0～5歳児）

0～2歳、3～5歳ともに「就労している（育休等含む）」が増加しています。



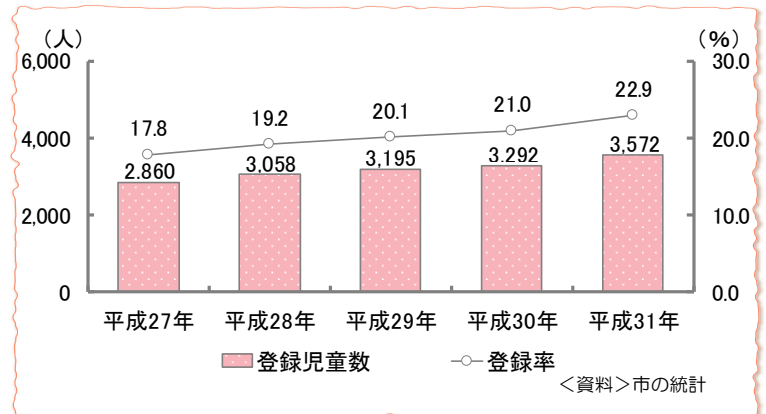
(3) 保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況

就学前児童数（0～5歳児）は減少傾向にあるものの、保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況は利用者数・利用率共に増加傾向が続いています。



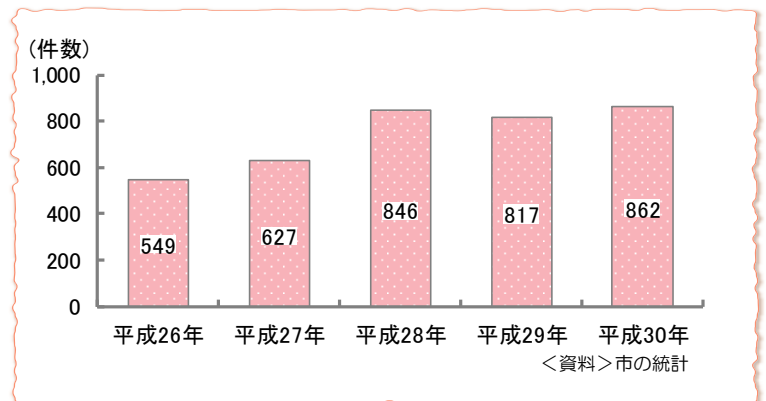
(4) 放課後児童クラブ（バンビーホーム）の登録児童数・登録率

奈良市ではすべての小学校区に放課後児童クラブ（バンビーホーム）を設置して実施しています。今後も利用希望者は増加傾向が続く見込みのため、受入児童数の拡大に対応していきます。



(5) 児童虐待通告件数

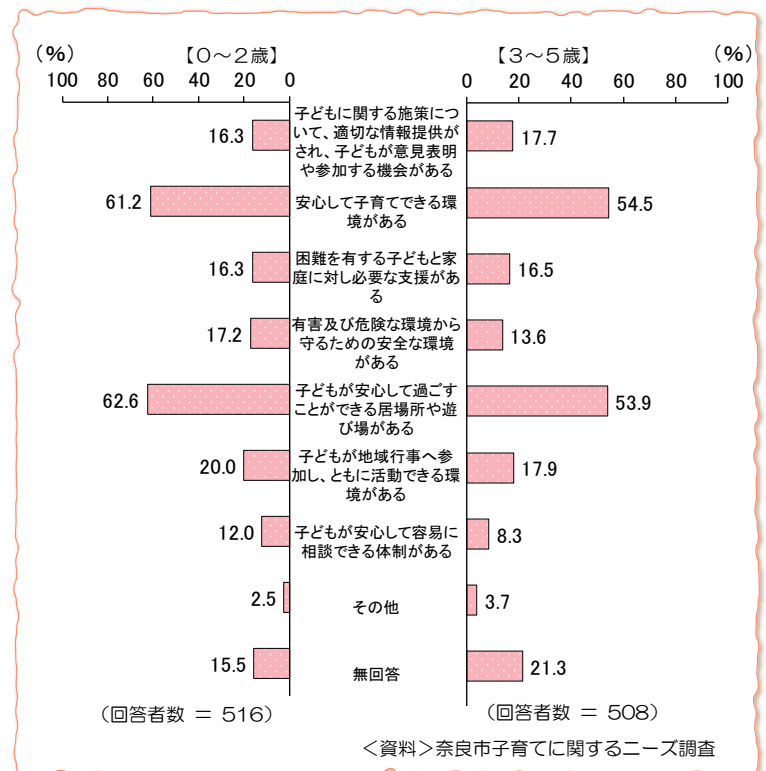
近年、児童虐待により子どもの命が奪われる痛ましい事例が深刻な社会問題となっています。奈良市の児童虐待の通告件数も増加傾向にあり、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止が求められていると同時に、児童虐待の未然防止や重症化予防の対策強化も求められています。



(6) 子どもにやさしいまちだと感じる条件

市内の子育て中のご家庭に対するアンケート調査の結果では、子どもにやさしいまちだと感じる条件について、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」「安心して子育てできる環境がある」の割合が高くなっています。

誰もが安全・安心にそして快適に暮らせるまちづくりをめざして、公園の施設整備など子どもたちが安心して遊べる環境づくりを進め、子どもにやさしいまちと信じられるまちづくりを行います。



5 施策の体系

この計画では「子ども・子育て家庭・地域や社会」という3つの視点で、奈良市の子ども・子育て家庭を対象とした幅広い取り組みを「10の基本目標と21の施策の方向性」にまとめ、各施策を推進していきます。

[基本理念]

すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長するじょうびができるまちなら

[基本方針]

< 子ども >

1 子どもがいいきいと豊かに育つまちづくり

< 子育て家庭 >

2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

< 地域や社会 >

3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

[基本目標]

1-1 子どもにとって大切な権利の保障

1-2 乳幼児期の教育・保育の充実

1-3 学齢期の教育・育成施策の充実

2-1 子どもと子育て家庭の健康の確保

2-2 地域の子育て支援の充実

2-3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

2-4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

3-1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

3-2 仕事と子育ての両立支援の推進

3-3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

[施策の方向性]

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

- ① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

- ① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実
- ② 子どもの居場所や体験活動の充実
- ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

- ① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実
- ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実
- ③ 小児医療体制等の充実

- ① 子育て中の親子の居場所づくりの推進
- ② 多様な子育て支援サービスの充実

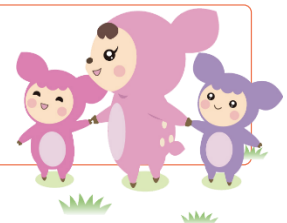
- ① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- ② 子育て家庭への経済的な支援の充実

- ① ひとり親家庭への支援の充実
- ② 障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実
- ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実
- ④ 子どもの貧困対策の推進

- ① 地域における子育て支援活動の充実
- ② 地域における子どもの見守り活動の推進

① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

① 安心して生活できる環境づくりの推進



6 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

乳幼児期における保育サービスの充実や、就学児童の教育・育成施策の充実、放課後の活動場所の充実を計画的に進め、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

また、子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

基本目標（1） 子どもにとって大切な権利の保障

①子どもの権利保障のための取り組みの推進

主な取り組み

奈良市子ども会議の開催

子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。

基本目標（2） 乳幼児期の教育・保育の充実

①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

主な取り組み

教育・保育施設及び地域型保育事業の整備

待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。

<量の見込みと確保方策>

(単位：人)

		1号認定		2号認定		3号認定	
				教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
令和2年度	量の見込み	3,435	538	3,497	2,204	650	
	確保方策	5,189		4,049	2,382	826	
令和3年度	量の見込み	3,295	562	3,482	2,229	660	
	確保方策	5,151		4,085	2,400	826	
令和4年度	量の見込み	3,145	581	3,445	2,261	668	
	確保方策	5,137		4,085	2,400	826	
令和5年度	量の見込み	3,033	605	3,440	2,274	674	
	確保方策	5,137		4,085	2,405	826	
令和6年度	量の見込み	2,988	595	3,389	2,228	655	
	確保方策	5,137		4,085	2,405	826	

量の見込み：人口構造や現在の利用状況、ニーズ調査等により算出した必要量の推計値

確保方策：量の見込みに対する具体的な供給量の目標設定



市立幼保施設の再編

「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。

幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120,408	124,378	128,347	132,317	136,286
確保方策	120,408	124,378	128,347	132,317	136,286

保育所等の延長保育（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,464	2,564	2,664	2,765	2,865
確保方策	2,464	2,564	2,664	2,765	2,865

②質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

主な取り組み

こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進

子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。

こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。

基本目標（3） 学齢期の教育・育成施策の充実

①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

主な取り組み

世界遺産学習推進事業

世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。

学校ICTの推進

タブレット端末等のICT機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。

②子どもの居場所や体験活動の充実

主な取り組み

放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

<量の見込みと確保方策>

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,764	3,980	4,179	4,358	4,521
確保方策	3,764	3,980	4,179	4,358	4,521

放課後子ども教室推進事業

放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

教育センター学習事業

教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。

青少年野外体験施設の運営管理

自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。

③心身の健やかな成長のための取り組みの充実

主な取り組み

教育相談業務の充実

教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。

特別支援教育推進事業

特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。

すこやかテレフォン事業

青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。





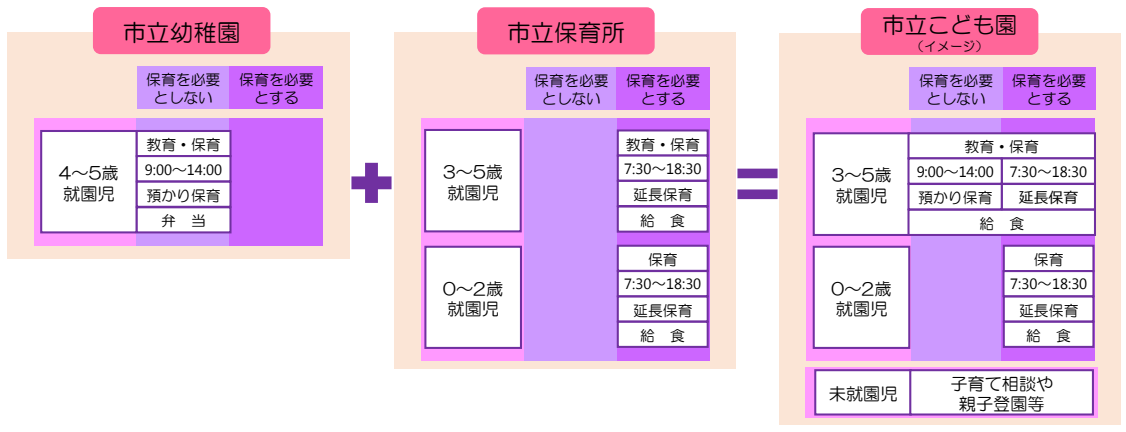
ご存知ですか??

「認定こども園」

奈良市では、奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、少子化や厳しい財政状況の中、多様化する市民ニーズにスピード感をもって対応し、質の高い教育・保育を総合的に提供するため、市立幼保施設を再編し一体化するとともに、民間活力を最大限活用しながら、認定こども園の設置を積極的に進めてきました。

幼稚園と保育所のそれぞれ良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる就学前の子どもの施設、それが「認定こども園」です。

○認定こども園のイメージ（市立の場合）



○こんなところで!

認定こども園では、子どもたちが保護者の就労状況等に関係なく利用でき、また、育ち合い、学び合い、仲間づくりの面でそれぞれの年齢に応じた適切な集団規模での教育・保育が実施できる環境を整備し、保護者が望む質の高い教育・保育を総合的に提供していきます。

○教育・保育の内容は?

発達段階をおさえた教育・保育内容や指導方法、小学校との円滑な接続などの観点から策定した「市立こども園カリキュラム」に基づき、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持つ職員が担当します。3歳児からは、長短利用の園児たちでクラス編成し、共通の時間（9時から14時）を過ごす集団生活の中で学び合い、育ち合います。

【こども園の基本的な1日のながれ】

※時間等は目安です。

時間	【3号認定】 保育を必要とする 0～2歳児	3～5歳児	
		【2号認定】 保育を必要とする	【1号認定】 保育を必要としない
	【開園】		
7:30	順次登園	順次登園	預かり保育
9:00	保育	教育・保育 (共通利用)	登園
	昼食(給食)	昼食(給食)	
	午睡	教育・保育 (共通利用)	
14:00	保育	午睡	降園
17:00	順次降園	保育	預かり保育
18:30	【閉園】		

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

妊産婦や乳幼児に対し、切れ目ない支援を提供し、必要に応じて関係機関による適切な支援へつなげることは、虐待防止の観点からも重要です。そしてこのことは、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりにおいて、重要な役割を果たします。

子どもたちが成長するどの時点においても健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

基本目標（1）子どもと子育て家庭の健康の確保

①妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

主な取り組み

産後ケア事業

生後4か月未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。

特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。

妊婦健康診査事業

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

< 量の見込みと確保方策 >

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	31,374	30,800	30,156	29,498	28,700
確保方策	31,374	30,800	30,156	29,498	28,700

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

< 量の見込みと確保方策 >

(単位：面接件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,223	2,182	2,137	2,090	2,034
確保方策	2,223	2,182	2,137	2,090	2,034



②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

主な取り組み

妊産婦・乳幼児健康相談事業

子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。

発達支援

主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達の支援を行います。

③小児医療体制等の充実

主な取り組み

休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実

子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。

妊娠・出産の安全確保

奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。

基本目標（2） 地域の子育て支援の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの推進

主な取り組み

地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

<量の見込みと確保方策>

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	163,432	166,650	169,867	173,085	176,303
確保方策	163,432	166,650	169,867	173,085	176,303

地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進

地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。



②多様な子育て支援サービスの充実

主な取り組み

保育所等における一時預かり事業（保育所等の一時預かり）

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細やかな支援をします。

<量の見込みと確保方策>

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12,453	12,435	12,417	12,400	12,380
確保方策	12,453	12,435	12,417	12,400	12,380

病児・病後児保育事業

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

<量の見込みと確保方策>

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
確保方策	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824

子育て短期支援事業

緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業) また、仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイライト事業)

<量の見込みと確保方策>

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

基本目標(3) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

①子育てに関する相談体制・情報提供の充実

主な取り組み

利用者支援事業

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

<量の見込みと確保方策>

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5



子育て世代支援PR事業

本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。

奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」では、奈良市での子育てに必須の情報をわかりやすく掲載しています。「なら子育て情報ブック」もダウンロードできます。ぜひご活用ください。

URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/>



家庭児童相談室運営事業

子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。

②子育て家庭への経済的な支援の充実

主な取り組み

子ども医療費助成

健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）

就学援助

小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

基本目標（4） 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

①ひとり親家庭への支援の充実

主な取り組み

ひとり親家庭等医療費助成

健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）

ひとり親家庭等相談

母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。

公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用

市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。

②障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実

主な取り組み

短期入所

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

居宅介護

居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。

子ども発達支援事業

言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。

③児童虐待防止などの取り組みの充実

主な取り組み

子ども家庭総合支援拠点事業

全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行っています。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目のない継続した支援に努めます。

「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用

児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。

<量の見込みと確保方策>

(単位：世帯数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	75	75	75	75	75
確保方策	75	75	75	75	75

奈良市児童相談所（(仮称)奈良市子どもセンター）の設置

様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。また、施設については、児童相談所、一時保護所、子ども発達センター、地域子育て支援センターの複合施設（仮称）奈良市子どもセンターを整備します。



④子どもの貧困対策の推進

主な取り組み

子どもの学習支援事業

社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための支援を行います。

若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」

若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じます。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置する予定であり、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋げるよう努めます。

生活困窮者支援

「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援を行います。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行います。就労支援については、ビジネスマナーや面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施します。

なくそう、子どもの貧困

奈良市では子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、平成29年3月に「奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）」を策定しました。「教育支援の充実」「生活支援の充実」「経済的支援の充実」

教育支援の充実

- ・家庭環境や家庭の所得に関係なく、可能性を伸ばし、学力の向上に向けた取り組みを推進します。
- ・状況に応じた教育の充実、生きる力をはぐくむための機会提供を学校と地域と連携して進めます。

経済的支援の充実

- ・各種支援の活用により子育てによる経済的負担の軽減を図ります。
- ・生活の安定を図るための就労相談や資格取得等の就労支援を充実させ、就労機会確保の支援を行います。

「関係機関と連携した支援の整備」の4つを施策の柱に位置づけすべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を推進しています。

生活支援の充実

- ・子育てや保育の環境を整備します。
- ・子どもの健やかな成長のため、子どもの居場所の確保を図ります。
- ・子どもと保護者の心身の健康増進に努め、子育て世帯の相談支援体制の充実を図ります。

関係機関と連携した支援

- ・教育、福祉、地域の連携を図り、困難を抱える子育て家庭を早期の段階で支援につなぎ、家庭に寄り添った切れ目のない支援を行います。
- ・教育、福祉、地域の支援やネットワークを活用し、包括的な支援体制の整備を図ります。



基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

子どもの成長に応じた適切な支援が受けられるとともに、安心して生活し、外出できるまちづくりや子どもの遊び場の提供など、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

基本目標(1) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

①地域における子育て支援活動の充実

主な取り組み

ファミリー・サポート・センター事業

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。

<量の見込みと確保方策>

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,513	7,879	8,243	8,644	9,073
確保方策	7,513	7,879	8,243	8,644	9,073

子育て支援アドバイザー事業

子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。

子育てサークルの支援

地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。

②地域における子どもの見守り活動の推進

主な取り組み

交通安全教室の開催

学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。

防犯カメラ設置事業

交通の要所や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。



学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実

「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。

不審者情報の配信

子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。

基本目標（2） 仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

主な取り組み

イクメン手帳の配付

奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配付します。

仕事と生活の調和推進事業

事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

基本目標（3） 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して生活できる環境づくりの推進

主な取り組み

通学路整備事業

児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。

公園管理運営

身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。

公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用

市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。

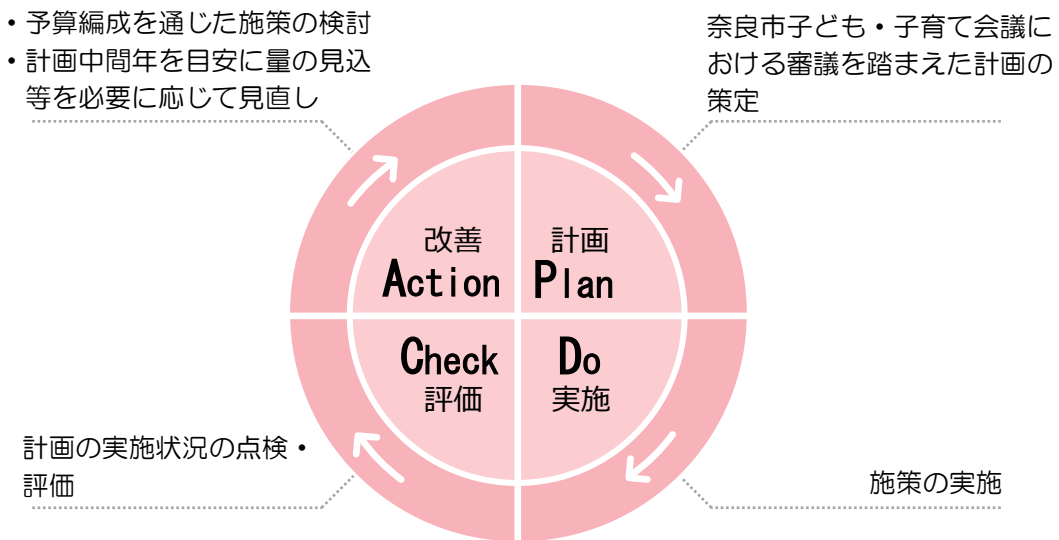


7 計画の推進

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告し、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。

また、その取り組みはホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知を行います。



この概要版に掲載した施策等の詳しい内容は、事業計画の全体版をご覧ください。
全体版の冊子は、市役所子ども政策課、総務課行政資料コーナーのほか、奈良市の公式ホームページから閲覧・ダウンロードできます。また、ホームページでは事業計画の進捗状況を随時公開していきます。



<https://www.city.nara.lg.jp/site/keikaku/7502.html>

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 概要版

令和2年3月

発行 奈良市子ども未来部子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL：0742-34-4792 FAX：0742-34-4798
E-Mail：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp